別表第十四（第八十六条の十関係）

（裏面）［略］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
陸上総隊司令官等　印

公用令書交付前通知書

防衛出動時の物資の収用等に関し、次のとおり自ら行うこととしたので、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項ただし書
第103条第3項においてその例によるとされている同条第1項ただし書
第103条第4項においてその例によるとされている同条第1項ただし書
の規定に基づき、通知する。

事由	□ 処分要請書（文書番号。発簡番号）により要請したが、事態に照らし緊急を要するため。 なお、本通知をもって、当該処分要請書による要請は取り消すこととする。 □ その他、事態に照らし緊急を要するため。（具体的には、　）
種類	
数量	
範囲	
場所	
内容	
期間	
期日	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格A列４番とする。

別表第十三その七（第八十六条の七関係）

（裏面）［略］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
陸上総隊司令官等　印

処分要請書
（家屋の形状変更）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第4項の規定に基づき、同条第1項本文の規定の例により、次のとおり家屋の形状変更に係る処分を要請する。

所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格A列４番とする。

別表第十四（第八十六条の十関係）

（裏面）［同上］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
方面総監等　印

公用令書交付前通知書

防衛出動時の物資の収用等に関し、次のとおり自ら行うこととしたので、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項ただし書
第103条第3項においてその例によるとされている同条第1項ただし書
第103条第4項においてその例によるとされている同条第1項ただし書
の規定に基づき、通知する。

事由	□ 処分要請書（文書番号。発簡番号）により要請したが、事態に照らし緊急を要するため。 なお、本通知をもって、当該処分要請書による要請は取り消すこととする。 □ その他、事態に照らし緊急を要するため。（具体的には、　）
種類	
数量	
範囲	
場所	
内容	
期間	
期日	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格A列４番とする。

別表第十三その七（第八十六条の七関係）

（裏面）［同上］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
方面総監等　印

処分要請書
（家屋の形状変更）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第4項の規定に基づき、同条第1項本文の規定の例により、次のとおり家屋の形状変更に係る処分を要請する。

所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格A列４番とする。